

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

前期計画では、新市建設計画にある「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に沿った「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」という将来像を設定し、次代を担う子どもをはじめ、すべての市民が心豊かに夢を持って子育て・子育ちをし、この土地にいつまでも暮らしたいと思える、住みよいまちとなるような施策を進めてきました。

後期計画では、最終年度である平成26年度における最終目標の達成を目指し、前期計画との連続性並びに整合性を維持しながら、前期計画における将来の姿を継承します。



イラスト わたなべふみ

2 計画の基本目標

今後の次世代育成の推進にあたっては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の5つの基本目標を設定し、それらを5つの柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 地域における子育て・子育ての支援【地域で子育て】

都市化の進行や核家族化の進展等に加え、人々のライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、人と人との結びつきが薄れる中で、育児への負担や不安、孤独感を感じる人が増えています。

このため、多様化する保育ニーズを十分見極めながら、現行の保育サービスの見直し・充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、次代を担う子どもと子育て家庭を地域全体で支え合うため、地域住民による自主的な活動の輪を広げ、ネットワークの形成を推進します。

さらに、子育てしやすい就労環境を促進するため、育児休業などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女がともに子育ての楽しさと難しさを共有することができる就労環境の整備に努めます。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】

子どもの健やかな心身の成長は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

また、将来、生活習慣病になることがないように、幼少時からの食生活・生活習慣や、思春期における性感染症や薬物使用などに関する正しい知識の普及・啓発に努め、子どもを含めた市民に対する保健予防を推進します。

さらに、一人ひとりに合わせたきめ細かな保健サービスの提供とともに、必要な時に適切な医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図り、保健・医療の連携を強化します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

これからの未来を担う子どもたちが個性を生かし、多様な能力を育むことができるよう、学校・幼稚園においては、子どもの個性を重視し、子どもが主体的・自律的に行動できる力を養う創意工夫のある教育内容の充実を図るとともに、地域に開かれた学校・園づくりを推進します。

また、次代の親を育成する観点から、子どもや家庭をもつことの意義や重要性について理解を深めるため、子どもの発達段階に応じ適切な子育てができるよう、親子のきずなを深める体験・交流活動などの機会の充実を図ります。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】

子どもが安心して過ごせる、また子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。住み慣れた地域において交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組を推進します。

また、子どもをはじめ、地域の人すべてが安全に、かつ安心して外出し、様々な社会活動に参加できるよう、道路交通環境の安全確保をはじめ、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化などの環境整備を推進します。

基本目標5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進【要保護対策】

社会問題化している児童虐待への対応については、家庭・地域・学校など様々な場面において、子どもの権利に対する理解を深め、虐待の防止に努めるとともに、子どもの人権が侵害されないよう、適切な対応を図る相談支援体制など対策の充実を図ります。

また、最近、増加しているひとり親家庭の日常生活全般における精神的・経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭が経済的基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

さらに、障害のある子ども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、福祉、医療、教育等の各分野が一体となり、社会全体として障害のある子どもたちの自立を生涯にわたって支援する体制づくりを図ります。

3 主な視点

平成 15 年 7 月に成立した、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条第 1 項の規定により行動計画策定指針が設けられ、前期計画は 8 つの視点に基づき策定されました。その後の社会情勢の変化に伴う見直しが平成 21 年 3 月に行われ、新たな視点を加えた、以下の 9 つの基本的視点が後期計画には求められています。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や市民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業をはじめとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもが抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う様々な地域活動団体、社会福祉協議会や様々な民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者をはじめとする市民も多いことから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

(9) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違をはじめ、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。